

# 第11次登別市交通安全計画における 令和7年度登別市交通安全計画実施計画



～登別市交通安全対策会議～

## 令和7年度登別市交通安全計画実施計画

事業区分	事業項目	事業内容	事業実施計画項目	事業実施関係者
1 道路交通環境の整備	(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備	ア. 生活道路における交通安全対策の推進  イ. 通学路等における交通安全の確保	交通事故の多いエリアにおいて、行政や地域住民等が連携し、子どもや高齢者が安心して通行できる道路空間の確保を図ることを目標とします。 ●道路の整備における歩行者への安全の配慮 ●歩行者と自転車交通の可能な限りの分離と、指導等の徹底 ●道路の使用及び占用の適正化 ●高輝度道路標識の設置、LED信号灯器、音響式信号機の設置等の推進  通学路の交通安全を確保するため、「通学路安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を支援します。 ●有効的な啓発看板やカーブミラーの設置 ●路上遊びを防止するための関連策として、子どもが公園・広場で遊びやすいよう適正な維持管理 ●交通安全指導員による通学路交通指導の実施（4月～3月）	市民生活都市民協働グループ 都市整備部土木・公園グループ 教育部学校教育グループ 登別市交通安全協会 登別市交通安全指導員会 登別市連合町内会 室蘭警察署 胆振総合振興局 北海道開発局室蘭開発建設部
	(2) 高齢者等の移動手段の確保・充実		安心して移動を楽しみ豊かな人生を送ることができる社会を形成すべく、高齢者をはじめとする地域住民の移動手段の確保に向け、公共交通サービスの向上を図るとともに、地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保・充実を図る取組を推進します。 ●地域公共交通のマスタープランとなる「登別市地域公共交通計画」に基づいた、公共交通サービスの向上	市民生活都市民協働グループ 保健福祉部健康長寿グループ 室蘭警察署 胆振総合振興局 北海道開発局室蘭開発建設部 登別市社会福祉協議会 交通事業者
	(3) 交通需要マネジメントの推進		鉄道、バスをはじめとした公共交通の利用を促進し、自動車から公共交通機関への転換による円滑な道路交通の実現を推進します。 ●市内移動の基盤となる路線バスの乗り方教室などの実施による、公共交通利用の促進 ●公共交通の運行頻度、運行時間の見直しや乗り継ぎ環境の改善の検討 ●集約型公共交通ターミナル等の整備や利用促進、交通結節点機能の強化	市民生活都市民協働グループ 室蘭警察署 胆振総合振興局 北海道開発局室蘭開発建設部 交通事業者
	(4) 災害に備えた道路交通環境の整備	ア. 地震、豪雨、大雪時における対応  イ. 津波発生時における対応	地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路等にある橋梁の耐震対策を推進します。 また、豪雨・大雪時においても道路斜面等の防災対策や災害のおそれがある区間を回避・代替する道路の整備を推進します。  津波による人的被害を最小化にするため、道路利用者等が迅速な避難を行うための避難路の整備を推進します。	市民生活都市民協働グループ 総務部総務グループ 都市整備部土木・公園グループ 室蘭警察署 胆振総合振興局 北海道開発局室蘭開発建設部
	(5) 冬季道路交通環境の整備		安全な冬季交通を確保するため、良好な道路環境を維持するための対策を推進します。 ●歩道の除雪や滑り止めの砂の散布等、冬期特有の対策の実施 ●積雪・凍結路対策として、効果的な除雪や凍結防止剤散布の実施	市民生活都市民協働グループ 都市整備部土木・公園グループ 室蘭警察署 胆振総合振興局 北海道開発局室蘭開発建設部

## 令和7年度登別市交通安全計画実施計画

事業項目	事業内容	事業実施計画項目	事業実施関係者
2 交通安全思想の普及徹底	<p>(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進</p> <p>ア. 幼児に対する交通安全教育の推進</p> <p>紙芝居や視聴覚教材等を活用してわかりやすい交通安全教育に努め、基本的な交通ルールを遵守し、日常生活において必要な交通マナーや知識を習得することを目標とします。            ●こぐまクラブ交通安全教室の実施（腹話術による交通安全教室：2月予定）            ●交通安全啓発物品の配布</p> <p>イ. 小学生・中学生に対する交通安全教育の推進</p> <p>【小学生】            歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得するとともに、道路や交通量の状況に応じ、危険を回避して安全に通行する意識や技術を向上することを目標とします。            また、道路や交通量の状況に応じ、危険を回避して安全に通行する意識や技術を向上することを目標とします。            ●交通安全指導員による交通指導の実施（4月～10月）            ●新入学児童に対する交通安全啓発（富岸小学校）※予定            ●新入学児童等を交通事故から守る運動の実施（4月9日（水）、10日（木））            ●町内会新入学児童等を交通事故から守る運動の実施            ●トラック協会交通安全教室の開催の検討</p> <p>【中学生】            自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得することを重点に置くほか、自らの安全だけではなく、他者の安全にも配慮する意識を持つことを目標とします。            ●自転車の安全利用に関する啓発物品の配布</p> <p>ウ. 高校生に対する交通安全教育の推進</p> <p>日常生活における交通安全に必要な事項、特に二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するためには必要な技能と知識を十分に習得するほか、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、他者の命を尊重するなど、責任を持って行動できる健全な社会人を育成することを目標とします。            ●駅前での自転車の安全利用に関する啓発物品の配布（5月下旬予定）</p> <p>エ. 成人に対する交通安全教育の推進</p> <p>交通安全教育の充実に努め、状況に応じた安全な交通行動の実践を目指とします。            ●専門学校生や社会人に対する交通安全啓発活動等の実施</p> <p>オ. 高齢者に対する交通安全教育の推進</p> <p>加齢によって生じる身体機能の変化が歩行者または運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解してもらい、自ら納得して安全な交通行動を実践することを目標とします。            ●高齢者交通安全啓発及び啓発物の配布（随時）            ●高齢者交通安全研修会の実施（6月予定）            ●交通安全標語の募集（9月予定）            ●夕暮時における交通安全啓発運動の実施（9月30日（火））            ●歳末特別警戒交通安全啓発運動の実施（12月5日（金））            ●運転免許証返納の出張窓口開設の検討            ●高齢者向けの運転シミュレーター体験会の開催の検討            ●高齢者向けのサボカー試乗体験会の開催の検討</p> <p>カ. 障がい者に対する交通安全教育の推進</p> <p>交通安全のために必要な知識や技術を習得してもらうため、各団体等の活動の場などを活用し、障がいの特性に応じた交通安全教育の推進を目標とします。</p> <p>キ. 外国人に対する交通安全教育の推進</p> <p>日本の交通ルールの理解を深めてもらうことを目標とします。            ●外国人観光客に対する人と旗の波街頭啓発（5月～6月予定）</p> <p>ク. 冬季間における交通安全教育の推進</p> <p>冬季は路面や気象などの交通環境がその他の季節と大きく異なることから、交通安全意識やマナーの向上とともに、冬季特有の運転技能や知識の習得を目標とします。            ●市内商業施設で啓発の実施（11月及び2月予定）</p>		
	<p>(2) 効果的な交通安全教育の推進</p>	<p>交通安全教育を実施する際は、受講者が交通安全に関する知識や技能を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、受講者の年齢や必要とされる講習内容を事前に把握し、効果的な講習等を実施するほか、体験・実践型の講習を積極的に活用します。</p> <p>●ジャンボ街頭啓発（6月3日（火）予定）            ●人と旗の波街頭啓発運動（年5回：7箇所）            ●レッド駐留街頭啓発（パトライド作戦）（年16回）            ●夕暮時における交通安全啓発運動（9月30日（金））            ●広報活動（交通安全パネル展等）            ●歳末特別警戒交通安全啓発運動（12月5日（金））            ●市職員に対する交通安全研修の実施            ●交通安全・飲酒運転の根絶等に関するチラシ等の配布（随時）            ●高齢者向けの運転シミュレーター体験会の開催の検討            ●高齢者向けのサボカー試乗体験会の開催の検討            ●トラック協会交通安全教室の開催の検討 等</p>	<p>市民生活都市民協働グループ            教育部社会教育グループ            総務部人事グループ            登別市交通安全協会            登別市交通安全指導員会            室蘭警察署            胆振総合振興局            登別市連合町内会            登別市老人クラブ連合会            各幼稚園・各保育所            室蘭地域交通安全活動推進委員協議会            登別中央ライオンズクラブ            登別ライオンズクラブ            登別ロータリークラブ            室蘭地区安全運転管理者協会            登別国際観光コンベンション協会</p> <p>ほか</p>

## 令和7年度登別市交通安全計画実施計画

事業項目	事業内容	事業実施計画項目	事業実施関係者
2 交通安全思想の普及徹底	<p>(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進</p> <p>ア. 交通安全運動の推進</p> <p>●春の全国交通安全運動（市内巡回：4月6日（日）～4月15日（火））※期別運動  ●夏の交通安全運動（市内巡回：7月1日（日）～7月22日（火））※期別運動  ●秋の全国交通安全運動（市内巡回：9月21日（日）～9月30日（火））※期別運動  ●冬の交通安全運動（市内巡回：11月13日（木）～11月22日（土））※期別運動</p> <p>●運転者に対しては、横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識してもらうための周知を積極的に推進します。  歩行者に対しては、交通事故の発生を防ぐため、運転手に対して横断する意思を明確に伝えることや横断中も常に周囲を確認することなど、歩行者が自身の安全を確保するための交通安全教育を推進します。  ●ダイヤマークに関する啓発チラシの作成及び周知（5月予定）</p> <p>ウ. 反射材用品の普及促進</p> <p>●反射材用品は夕暮れ時や夜間における歩行者及び自転車利用者等の事故防止効果が期待できることから、市広報紙や市公式ウェブサイト、交通安全教室等を活用して積極的に普及を推進します。  ●夕暮時における交通安全啓発運動の実施（9月30日（火））  ●反射材及び啓発チラシ等の配布（随時）</p> <p>エ. 飲酒運転根絶に向けた啓発活動等の推進</p> <p>●飲酒運転による交通事故を根絶させるため、飲酒運転の危険性や北海道警察で実施している「飲酒運転ゼロボックス」を周知するほか、関係機関や酒類提供飲食店等と連携した啓発活動を積極的に実施し、飲酒運転を「しない、させない、許さない」という意識を強く持ち、飲酒運転を根絶するための社会環境づくりを強力に推進します。  ●飲酒運転根絶に関する市内啓発の実施（市内巡回：7月11日（金））  ●飲酒運転根絶運動の実施（7月11日（金））  ●歳末特別警戒交通安全啓発運動の実施（12月5日（金））  ●飲酒運転根絶に関する啓発物品等の配布（随時）</p> <p>オ. スピードダウン励行運動の推進</p> <p>●速度超過による交通事故を防ぐため、人と旗の波街頭啓発運動やパトライド作戦などの各種啓発活動を積極的に実施します。  ●人と旗の波街頭啓発運動の実施（年5回：8箇所）  ●レッド駐留街頭啓発の実施（年16回）</p> <p>カ. シートベルトの正しい着用の徹底、チャイルシートの正しい使用の徹底</p> <p>●シートベルトの着用は交通事故発生時の被害軽減につながることから、シートベルトの着用効果及び正しい着用方法の周知を行い、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用方法の周知を推進します。  ●交通安全パネル展の実施（12月上旬～下旬予定）  ●啓発チラシ及び物品等の配布（随時）  ●ジャンボ街頭啓発の実施（6月3日（火））  ●人と旗の波街頭啓発運動の実施（年5回：7箇所）</p> <p>キ. 自転車の安全利用の推進</p> <p>●自転車乗用中の交通事故防止や自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則」の周知や「北海道自転車条例」に基づいた取り組みを進め、歩行者や他の車両に配慮した通行、自転車の正しい乗り方やヘルメットの着用等を推進します。  ●自転車の安全利用に関する啓発物品の配布（幌別駅ほか）  ●啓発チラシ及び物品等の配布（随時）  【自転車安全利用五則】  1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先  2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認  3 夜間はライトを点灯  4 飲酒運転は禁止  5 ヘルメットを着用</p>	<p>●運転者に対しては、横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識してもらうための周知を積極的に推進します。  歩行者に対しては、交通事故の発生を防ぐため、運転手に対して横断する意思を明確に伝えることや横断中も常に周囲を確認することなど、歩行者が自身の安全を確保するための交通安全教育を推進します。  ●ダイヤマークに関する啓発チラシの作成及び周知（5月予定）</p> <p>●反射材用品は夕暮れ時や夜間における歩行者及び自転車利用者等の事故防止効果が期待できることから、市広報紙や市公式ウェブサイト、交通安全教室等を活用して積極的に普及を推進します。  ●夕暮時における交通安全啓発運動の実施（9月30日（火））  ●反射材及び啓発チラシ等の配布（随時）</p> <p>●飲酒運転による交通事故を根絶させるため、飲酒運転の危険性や北海道警察で実施している「飲酒運転ゼロボックス」を周知するほか、関係機関や酒類提供飲食店等と連携した啓発活動を積極的に実施し、飲酒運転を「しない、させない、許さない」という意識を強く持ち、飲酒運転を根絶するための社会環境づくりを強力に推進します。  ●飲酒運転根絶に関する市内啓発の実施（市内巡回：7月11日（金））  ●飲酒運転根絶運動の実施（7月11日（金））  ●歳末特別警戒交通安全啓発運動の実施（12月5日（金））  ●飲酒運転根絶に関する啓発物品等の配布（随時）</p> <p>●速度超過による交通事故を防ぐため、人と旗の波街頭啓発運動やパトライド作戦などの各種啓発活動を積極的に実施します。  ●人と旗の波街頭啓発運動の実施（年5回：8箇所）  ●レッド駐留街頭啓発の実施（年16回）</p> <p>●シートベルトの着用は交通事故発生時の被害軽減につながることから、シートベルトの着用効果及び正しい着用方法の周知を行い、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用方法の周知を推進します。  ●交通安全パネル展の実施（12月上旬～下旬予定）  ●啓発チラシ及び物品等の配布（随時）  ●ジャンボ街頭啓発の実施（6月3日（火））  ●人と旗の波街頭啓発運動の実施（年5回：7箇所）</p> <p>●自転車乗用中の交通事故防止や自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則」の周知や「北海道自転車条例」に基づいた取り組みを進め、歩行者や他の車両に配慮した通行、自転車の正しい乗り方やヘルメットの着用等を推進します。  ●自転車の安全利用に関する啓発物品の配布（幌別駅ほか）  ●啓発チラシ及び物品等の配布（随時）  【自転車安全利用五則】  1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先  2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認  3 夜間はライトを点灯  4 飲酒運転は禁止  5 ヘルメットを着用</p>	市民生活都市民協働グループ 教育部学校教育グループ 登別市交通安全協会 登別市交通安全指導員会 室蘭警察署 胆振総合振興局 登別市連合町内会 登別市老人クラブ連合会 登別中央ライオンズクラブ 登別ライオンズクラブ 室蘭地区安全運転管理者協会 登別商工会議所
	<p>(4) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進</p>	<p>●運転者に対しては、横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識してもらうための周知を積極的に推進します。  歩行者に対しては、交通事故の発生を防ぐため、運転手に対して横断する意思を明確に伝えることや横断中も常に周囲を確認することなど、歩行者が自身の安全を確保するための交通安全教育を推進します。  ●ダイヤマークに関する啓発チラシの作成及び周知（5月予定）</p> <p>●反射材用品は夕暮れ時や夜間における歩行者及び自転車利用者等の事故防止効果が期待できることから、市広報紙や市公式ウェブサイト、交通安全教室等を活用して積極的に普及を推進します。  ●夕暮時における交通安全啓発運動の実施（9月30日（火））  ●反射材及び啓発チラシ等の配布（随時）</p> <p>●飲酒運転による交通事故を根絶させるため、飲酒運転の危険性や北海道警察で実施している「飲酒運転ゼロボックス」を周知するほか、関係機関や酒類提供飲食店等と連携した啓発活動を積極的に実施し、飲酒運転を「しない、させない、許さない」という意識を強く持ち、飲酒運転を根絶するための社会環境づくりを強力に推進します。  ●飲酒運転根絶に関する市内啓発の実施（市内巡回：7月11日（金））  ●飲酒運転根絶運動の実施（7月11日（金））  ●歳末特別警戒交通安全啓発運動の実施（12月5日（金））  ●飲酒運転根絶に関する啓発物品等の配布（随時）</p> <p>●速度超過による交通事故を防ぐため、人と旗の波街頭啓発運動やパトライド作戦などの各種啓発活動を積極的に実施します。  ●人と旗の波街頭啓発運動の実施（年5回：8箇所）  ●レッド駐留街頭啓発の実施（年16回）</p> <p>●シートベルトの着用は交通事故発生時の被害軽減につながることから、シートベルトの着用効果及び正しい着用方法の周知を行い、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用方法の周知を推進します。  ●交通安全パネル展の実施（12月上旬～下旬予定）  ●啓発チラシ及び物品等の配布（随時）  ●ジャンボ街頭啓発の実施（6月3日（火））  ●人と旗の波街頭啓発運動の実施（年5回：7箇所）</p> <p>●自転車乗用中の交通事故防止や自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則」の周知や「北海道自転車条例」に基づいた取り組みを進め、歩行者や他の車両に配慮した通行、自転車の正しい乗り方やヘルメットの着用等を推進します。  ●自転車の安全利用に関する啓発物品の配布（幌別駅ほか）  ●啓発チラシ及び物品等の配布（随時）  【自転車安全利用五則】  1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先  2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認  3 夜間はライトを点灯  4 飲酒運転は禁止  5 ヘルメットを着用</p>	市民生活都市民協働グループ 教育部学校教育グループ 登別市交通安全協会 登別市交通安全指導員会 室蘭警察署 胆振総合振興局 登別市連合町内会 登別市老人クラブ連合会 室蘭地区安全運転管理者協会

## 令和7年度登別市交通安全計画実施計画

事業区分	事業項目	事業内容	事業実施計画項目	事業実施関係者
3 車両の安全性の確保	(1) 高齢運転者への安全対策の推進		<p>高齢者に対する交通安全教育を推進するため、老人クラブや町内会と連携し、交通安全講習会の開催を積極的に推進する。</p> <p>また、高齢者安全運転支援装置設置モニター事業などの成果を活かし交通安全意識向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者交通安全啓発及び啓発物の配布（随時）</li> <li>●高齢者交通安全研修会の実施（6月上旬予定）</li> <li>●高齢者向けの運転シミュレーター体験会の開催の検討</li> <li>●高齢者向けのサボカー試乗体験会の開催の検討</li> </ul>	市民生活部市民協働グループ 登別市交通安全協会 登別市老人クラブ連合会
	(2) 自転車の安全性の確保		<p>自転車事故を防止するため、自転車の定期的な点検整備や自転車事故の発生に備えた自転車保険等の加入を推進します。</p> <p>また、夜間における事故を防止するため、灯火の取付と利用の徹底や反射材用品の着用についても推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自転車の安全利用に関する啓発物品の配布（幌別駅ほか）</li> <li>●啓発チラシ及び物品等の配布（随時）</li> </ul>	市民生活部市民協働グループ 教育部学校教育グループ 登別市交通安全協会 室蘭警察署 胆振総合振興局 登別市連合町内会 登別市老人クラブ連合会
4 救助・救急活動の充実	(1) 救助・救急体制の整備		交通事故の種類・内容の複雑多様化に対応するため、救助体制の整備を図って救助活動を実施するほか、多数の負傷者が発生する大規模な交通事故にも対応するため、連絡体制の整備、救護訓練の実施を通じ、救助・救急体制の充実を図ります。	登別市消防本部 室蘭警察署
	(2) 救助・救急資機材等の装備の充実		交通救助活動に必要な救助資機材の充実を図るほか、救急救命士等がより高度な救急救命措置を行うことができるよう、高規格救急自動車や高度救命処置用資機材等の整備を推進します。	登別市消防本部 室蘭警察署
5 被害者支援の充実と推進	(1) 被害者等の支援の充実		交通事故による被害者等は、交通事故により多大な肉体的・精神的及び経済的な打撃を受けることから、関係機関等と連携し、交通事故に関する相談活動や支援の充実に取り組みます。	市民生活部市民協働グループ 登別市交通安全協会 室蘭警察署
	(2) 被害者等の支援の推進		交通事故による被害者等は、被害者支援に関する情報を入手できていない可能性もあることから、必要とする情報提供等、被害者等に寄り添った支援を推進します。 また、公共交通事故による被害者等支援においても関係機関等と連携を図りながら推進します。	室蘭地域交通安全活動推進委員協議会
6 踏切道における交通の安全	踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置		必要に応じて踏切道予告標、踏切施設の改良及び設置を関係機関と検討します。 また、踏切を通行する者に対し、交通安全意識の向上に向けた周知を行います。	市民生活部市民協働グループ 登別市交通安全協会 室蘭警察署 J R 北海道